

原発事故被害者支援法案に対する意見書

2012年4月24日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

1 意見の趣旨

2012年3月28日、民主党は「東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（案）」（以下「与党案」という。）を参院に議員立法として提出した。

同法案第1条によれば、同法は、福島第一原発事故により放出された放射性物質が広く拡散していることを踏まえ、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者に対し、「生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与すること」を目的とし、国の行う施策の方針が示されている。¹

特筆すべき点は、法案の「基本理念」として「被災者一人一人が第7条の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならないこと」とし、政府の指示による避難の場合のみならず、政府の避難指示が出ていない地域であっても、住民が避難を選択する場合も居住継続を選択する場合も等しく救済する包括的な提案であることである(2条)。

第8条ではより具体的に、一定基準の放射線量を超える地域に事故当初居住していた被災者が政府の指示によらない避難を行った場合も政府の支援対象となること、避難先での住宅確保、就業支援や、自治体の受け入れ体制に関する施策が明記されている。

これまで政府は、年間20ミリシーベルトを基準に避難に関する施策を行い、これを下回る地域に対する住民の健康を守り生活を支援するための施策や住民の避難に対する補償・支援は極めて不十分にしか行ってこなかった。今回、年間20ミリシーベルトを下回る地域を含め、事故の影響を受けている人々を等しく保護し、生活を支援する法律案が提出されたことは、原発事故被災者の適切な救済に当たっての第一歩として評価できる。

他方、野党は「平成23年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案」（以下「野党案」という。）を提出し、この法案では、福島第一原発事故による被害から子どもを保護するための施策がより具体的に明記されている。²

国際人権団体ヒューマンライツ・ナウ(以下「HRN」という)は、今後、国家による被害者への補償を含む包括的な救済法が制定されることを求めるものであるが、今回出された法案が実効的な被害者救済の出発点となることを期待し、法案について以下のとおり提言する。与党案については、以下の課題を反映させる大幅な修正を与野党の協議により実現することを求めるものである。

¹ 与党案 <http://www.dpj.or.jp/download/6514.pdf>

² 野党案 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/180/pdf/t071800081800.pdf>

2 目的および国の責務について

与党案は、国の責務について「国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」(3条)とする。しかし、ここには原子力政策を推進してきたことをはじめとする福島第一原発事故に関する国の責任が明記されていない。放射性物質汚染対処特措法第3条および野党案第3条に規定されているとおり「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み」との文言を明記し、国の責任に明確な言及がなされるべきである。

また、与党案は、目的について「被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与すること」と規定するが、この記載は、放射性物質による外部被ばく・内部被ばくにより現実に健康被害が発生する危険性を過小評価するものと言わざるを得ない。

野党案と同様、「平成23年東京電力原子力事故により放出された放射性物質による外部被ばく及び内部被ばくによる」「健康被害を未然に防止する」(野党案2条1号)ことを目的として盛り込むべきである。

3 「一定の基準以上の放射線量が計測される地域」について

今回の与党提出法案は、「一定の基準以上の放射線量が計測される地域」の居住者や避難者に対する生活支援をするというが、この「一定基準以上」がいかなる基準であるかが法案には具体的に明記されておらず、この点は明記されるべきである。

HRNは、2011年8月17日付意見書において、国と東京電力に対し、国際基準およびチェルノブイリ事故の先例に照らし、「少なくとも自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える」地域の住民・避難者すべての保護を提言してきた。³

一般公衆の被ばく線量限界を年間1ミリシーベルトとするICRP基準を日本が取り入れてきたこと、チェルノブイリ事故後には、自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域の住民に「避難の権利」が認められたことなどに照らし市民を放射線被ばくから保護すべき政府の責務に鑑みれば、同法案でいう「一定基準」は、少なくとも自然放射線を除く年間1ミリシーベルト以上とされなければならない。

現行の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(被爆者援護法)および原爆症認定基準が、放射線起因性の判断基準のひとつとして、被曝地点が爆心地より3.5キロメートルという基準を採用しており、⁴ 厚労省によれば、その基準は、一般公衆の線量限界が年間1ミリシーベルトであることに基づいているという。⁵

こうした現行法に鑑みれば、今回の法案について別異の取り扱いをすることは、市民の健康を等しく保護すべき国の責務にもとる結果になるのであるから、被爆者援護法と同じ基準が「一定基準」とし

³ <http://hrn.or.jp/activity/20110817houshasenn.pdf>

⁴ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/genbaku09/08.html>

⁵ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/genbaku09/15e.html>

て採用されなければならない。

4 測定の実施

上記「一定基準」を具体的に住民の住む地域にいかにあてはめるかについては、正確で公正な測定に基づいて各地域ごとに線引きを行い、認定されるべきである。与党案は第5条で「放射性物質による汚染の状況の調査」を行うとするが、これまでの測定は、あえて線量の低い場所を選定して測定する等、恣意的・選択的で公正・正確な測定となっていなかった。法律の実施にあたっては、精度の高い放射線量の測定を網羅的に実施し、住民と協議のうえで測定場所を決定し、公正な測定を実施することが必要である。また、汚染に関する実態の情報公開が徹底して行われなければならない。

5 施策の対象者と、具体的な施策について

野党案は、放射線による被ばくのおそれがある子ども及び妊婦に支援の対象を限定し、放射線量の算出(7条)、被ばく放射線量の評価(8条)、医療(9~12条)、汚染状況の把握、除染等の措置(13条)、食の安全(14条)、学習支援(16条)、教育・啓発(17条)等の措置を規定している。他方、与党案は、子どもに限定せず、一定基準の放射線量が計測される地域に居住し、またはそこから避難した者さらには帰還した者すべてに対し、生活支援をとするとする。

まず、国の取るべき施策としては、子どもに限定せず、一定基準の放射線量が計測される地域に居住する者・帰還する者に対する措置とともに、避難を選択した者への生活支援も含まれるべきである。避難を選択した者への生活支援としては、与党案が言及する対策が実施されることは必要である。

次に、与党案の「支援対象地域で生活する被災者への支援」(7条)については、具体的に何を行うかが規定必ずしも明確かつ具体的といえない。

「医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、食の安全及び安心の確保に関する施策、生活上の負担を軽減するための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策」等を行うとされるが、具体的にそれぞれの分野でいかなる施策をするか、具体的な記述がない。

この点、野党案では、医療については生涯にわたる定期的に健康診断や医療費の減免、医療・健康相談の機関設置(9~11条)、また食の安全に関しては、学校給食の検査体制について、踏み込んだ規定がなされている(14条)。

将来にわたる健康被害を防止するという、施策の必要性・重大性に鑑みるならば、自治体ごとに市民が提供を受ける施策が異なるということがあってはならず、国は具体的な細目まで法令に定めて、実効的に住民の権利を確保しなければならない。

特に、以下の施策が支援対象地域における施策として具体的に法規定に盛り込まれるべきである。

- ① 全住民に対し、内部被ばく検査、甲状腺検査、血液検査を含む生涯にわたる定期的な被ばくの影響に関する検査・健康診断を無料で実施すること
- ② 妊婦に対する妊娠中の健康診断・被ばくの影響に関する検査を無料で実施すること
- ③ 全住民に対し、放射線被ばくとの関連が疑われる疾患すべてに関する医療費を無料とする立法措置をとること

- ④ ①ないし③に関する診断・症状・治療経過について記録を適切に保管・分析すること
- ⑤ 国の財政支出により、全ての小中学校の給食センター、給食調理室に食品放射線測定器を設置し、毎日の給食について検査を行うよう確保すること
- ⑥ 全住民に対し、長期間にわたる汚染されていない地域への保養の機会を公費により生涯にわたり毎年提供すること

6 教育・啓発

放射線に関するリスク教育・啓発は極めて重要である。この点、与党案第 16 条は、「国は、被災者生活支援等施策に関する国民の理解を深めるため、学校教育及び社会教育における放射線に関する学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。」とし、野党案第 17 条は「国は、子どもをはじめとする国民が、放射線が人の健康に与える影響及び放射線からの効果的な防護方法に関する知識の習得等により放射線に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育における放射線に関する教育の推進その他必要な教育及び啓発を行うものとする。」と規定するが、何が「放射線に関する正しい理解」かは明確にされていない。

国は、一般公衆の線量限界を年間 1 ミリシーベルト以下として堅持してきた従前からの施策とその根拠について十分な教育・啓発を行うべきであり、このことは法文に明記されるべきである。

7 住民の意見の反映

野党案には、「国民の意見を当該施策に反映し、その策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な措置を講ずる」との規定が存在する(18 条)。

今回の事態においては、年間 20 ミリシーベルトという基準の策定や、避難地域の設定・解除等すべてにおいて影響を受ける住民の意見がほとんど反映されてこなかった。

こうした状況を抜本的に改善するためには、住民の意見を施策に反映する制度が早急に実現されるべきであり、野党案の 18 条に相当する規定が法律に盛り込まれるべきである。

以上

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

Human Rights Now



〒110-0005 東京都台東区上野 5 丁目 3 番 4 号

クリエイティブ One 秋葉原ビル 7 階

電話 03-3835-2110 ファックス 03-3834-1025

ヒューマンライツ・ナウは、弁護士、研究者、ジャーナリスト、元最高裁判事、元国連職員等からなる、東京を拠点とする国際人権 NGO です。

私たちは、国境を越えて、日本を含む世界の人々の人権の保護と促進のために活動しています。